

基本計画2035(素案)のパブリックコメントに対する回答について

意見番号	パブリックコメント意見	章分け	回答
1	教育の施策2-7「安心・安全に学べる居場所の充実」について、居場所を作るだけでなく「誰一人取り残さない学び」といった言葉が必要と考える。居場所を作るだけでなく、学校や保護者への情報提供といったサポートも視野に入れていただきたい。特に不登校といったケースでは、学校から離れると、まったく情報が得られなくなったり、孤立してしまうケースが多い。	2章 施策2-7 「安心・安全に学べる居場所の充実」	「板橋区基本計画2035」の上位の位置づけの「板橋区基本構想」において、「誰一人取り残さない学び」という趣旨も含め、「すべての子どもの学びを保障するために、子どもを支える様々な主体が連携・協働し、子どもが安心・安全に学び、成長できる環境を創り出しています。」と掲げています。また、学校や保護者への情報提供については、「MIRAI SCHOOL いたばし ー多様な学び推進2028ー」において、不登校施策に関する情報発信について記載し、不登校または不登校傾向の児童・生徒の保護者支援の充実に取り組むこととしています。
2	教育の施策2-9「新しい時代の学びを実現する学校環境の整備」について、ICT機器の整備と合わせて、学校図書館の充実も検討していただきたい。 学校図書館は、情報教育や探究活動の場であるとともに、個別最適な学び、最近では居場所や自学自習の場が注目される中、今後ますますの充実が必要なものと考えます。 (施策には記載されないと思うが、具体的な環境整備としては、図書資料や新聞はもちろん、データベースなどデジタル資料の充実、プロジェクターやWi-FiといったICT環境、読書アプリへの対応、公共図書館や博物館、資料館との連携の充実、司書教諭や学校司書の配置と活動時間の確保といった人的配置などが考えられる) 「絵本のまち板橋」と関連づけることもできるので、ご検討いただきたい。	2章 施策2-9 「新しい時代の学びを実現する学校環境の整備」	改築や改修を行う区立小中学校については、個別・グループ学習用のスペースを設けるなど児童・生徒の様々な学びに合わせた施設づくりをしています。また、ワークショップを実施して児童・生徒の意見を取り入れ、学校図書館が学びの場としてだけでなく、居場所としても心地良い空間になるよう整備を行っています。 ICT環境については、区立小中学校の図書館には無線アクセスポイントを設置しており、児童・生徒が一人一台端末と図書資料を併用した学習ができる環境としています。 また、電子黒板については、各学級に配備しているほか、専科教室等用として各校3台配備していますので、必要に応じて図書館と同じフロアに設置されている電子黒板を移動させて使うことも可能です。 資料については、児童・生徒が一人一台端末で電子書籍が読める児童書「読み放題パック」を令和6年度に導入しました。学習資料の選択肢のひとつとして、今後も資料の充実と利用促進に努めていきます。 あわせて区立図書館から区立小中学校への団体貸し出し、いたばしBOROニャ絵本館の海外絵本の活用や翻訳大賞中学生部門の周知・参加を通して、「絵本のまち板橋」と多文化への興味喚起を促します。また、図書館見学や職場体験、区立図書館職員との交流など連携を進めていきます。 人的配置の点では、令和8年度から小中学校の学校図書館において、学校図書館司書の配置を現行の週1日から週3日に拡充いたします。
3	文化財の指定・登録を増やす目標を掲げているのはいいが、区の限られた予算の補助金等だけでは維持管理が難しく、所有者が主体となって維持管理をしないといけないと思うが、そのような対処方針は定めなくていいか。指定等文化財が増えると区の予算が圧迫される可能性があるが、そうならないためにも所有者が資金調達できるような仕組み等を普及していくなど考えていかなければならないのではないか。	2章 施策5-2 「文化財の保存・活用」	区所有以外の文化財は、原則として所有する方が管理や修復を行っています。区は所有者に対して、文化財保護条例に基づき奨励金・補助金を交付するほか、文化財の修復が必要となった際には技術的な助言などを行って支援しています。 十分な把握や詳細な調査がなされていない歴史資料などの価値を明らかにし、文化財として適切に保護されるよう、指定・登録を進めていきます。
4	過去1年間に文化財に触れた区民の割合という指標がよく分からない。(アンケート等であれば興味関心や年齢層に偏りがなければ確認しているか。) 文化財は身近にあるため、触れるのは当然ではないか。文化財を知って、郷土に誇りを持つことが重要ではないのか。	2章 施策5-2 「文化財の保存・活用」	文化財は区内の各地域にある身近なものです。一方で、通常公開されていないものや、埋蔵文化財のように現地で保存されていないもの、民俗芸能のように特定の日のみに催しなどが実施されるものも数多くあります。区民意識意向調査の結果によれば、過去1年間に有形・無形文化財を見たり体験したりした方の割合は、平成29年以降最も高い年で12.3%となっており、文化財にふれる機会がまだ少ないことがうかがえます。 文化財を適切に保存・活用し、見たり体験できる機会を設け、まずは多くの区民の皆様へ文化財にふれて知っていただくことをめざしていきます。 また、来場者・参加者アンケートでは引き続き年齢層や感想を確認し、事業の効果検証や企画に生かしていきます。
5	文化財の保存活用について、もっと具体的に計画していく必要はないのか。文化財全体的な計画(文化財保存活用地域計画等)を立てる予定はないか。	2章 施策5-2 「文化財の保存・活用」	区市町村の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画「文化財保存活用地域計画」は、全国的に策定が進められているところです。区でも今後の策定に向け、検討や予備調査を行ってまいります。策定の際は区民の皆様にお知らせし、ご意見を聞く機会を設ける予定です。
6	区内の公園について、近隣に和める公園が無く、子どもたちが自由にボール遊びをできる公園がほとんどないことが、暮らしの不便さや息苦しさの要因となっている。特に公園が次々に建設される際に、周辺の公園が削られた結果、サッカーや野球、バスケットボールなどのボール遊びをするスペースが失われ、遠くの公園へ足を運ばざるを得ない状況であり、以下の三点を提案する。 ①公園建設時には、必ず周辺に公園を併設すること。②幼稚園・保育園・小中学校の近くにボールスポーツが可能な公園を整備すること。③年齢等に関わらず、軽い運動なども出来る「和める公園」を整備すること。	2章 施策7-6 「みんなで育むみどりの未来」	①いただきましたご意見を関係する団体へ機会を捉えて申し伝えます。 ②板橋区では現在、公園を含む「みどり」と人をつなぐ取組として、公園を使いこなすためのボール遊びや花火などの制限緩和のほか、公園でやりたいを叶える仕組みづくりに向けて取り組んでいます。今後は、ボール遊びをはじめとした規制緩和について、試験運用を経て、実施箇所拡大に向けた検討を行ってまいります。 ③これまで小豆沢公園(あずさわスポーツフィールド)や前野公園(多目的広場)をはじめとした運動設備を備えた公園整備に取り組んできました。今後も、利用実態や地域要望を捉え、多世代の皆様へ心地よく利用していただける公園整備に取り組んでいきます。
7	荒川河川敷の将来計画について、レジャー施設の整備は良いが防災関係の記載、計画がよくわからない。災害時の防災船着き場を板橋区内の荒川河川敷に多く設置(戸田橋から笹目橋間に数か所)することを希望する。	2章 施策7-6 「みんなで育むみどりの未来」	荒川河川敷における防災機能については、災害時の避難場所や支援物資の輸送拠点としての役割に加え、区では、荒川氾濫時における脱出ルート確保を目的として、新河岸陸上競技場と荒川堤防天端を繋ぐ「連絡通路」の整備を進めています。 また、国が策定した「荒川下流防災施設活用計画」に基づき、河川敷道路や船着場等の緊急輸送ネットワークが形成されています。現段階で船着場を増設する計画はありませんが、今後荒川河川敷の整備や取組を推進する「かわまちづくり」において、にぎわいと防災の両面から検討していきます。
8	小茂根や向原エリアについて、行政サービスの享受が少ないと感じることが多く不便さも感じており、小竹向原駅周辺への出張所設置や、大山方面へのアクセス向上を検討して欲しい。 また、他のエリアと比較して当該エリアの保育園への入りづらさを聞いており、子育て世帯の不安を無くすためにも、需要に合わせた子育てサービス拡充の検討を期待する。	2章 施策9-1 「地域固有の資源を活かした板橋らしい風景づくりの推進」 施策9-2 「安心・安全で利便性の高い交通環境の確保」 施策1-3 「育児と仕事の両立支援」	平成17年4月に出張所を再編し、現在区内6か所に区民事務所を配置しています。不便地域があることは認識しており、諸証明のコンビニ交付サービスやオンライン申請など、行政サービスを拡充することで利便性の向上に努めていきます。大山方面へのアクセス向上については、まちづくりに関する要望などを踏まえながら、向原小学校を含む公共施設の再編と連携した総合的なまちづくりを地域の方々と共に検討していきます。 また、子育てサービスに関しては、不安を感じるご意見も認識している一方で、保育所によっては保育定員に対する欠員が増加傾向にあることから、保育所の新規開設については慎重に検討せざるを得ない状況にあります。引き続き、各地域の保育需要を注視し、民間保育所の新規開設や区立保育園の再整備について検討するとともに、入園希望者に可能な限り寄り添った保育サービスの案内・提供に努めていきます。

意見番号	パブリックコメント意見	章分け	回答
9	板橋駅前の整備が必要だと考える。駅前に大きな木があるが、一帯が暗くなってしまっており、その周りの整備などを行っているみたいだが、何のためにしているのかわからず、木を含めて不要なものではないかと考える。 板橋区の顔として、板橋駅前を明るくして、また来てみたいまちと思ってもらえるような駅前整備が必要だと考える。	2章 施策9-4 「駅周辺や商店街などを中心とした市街地の形成促進」	板橋駅西口周辺では、現在、「板橋口地区」・「西口地区」の2つの再開発事業を進め、にぎわいや防災性の向上を図っております。区では、再開発事業の進展に合わせて、駅前広場の再整備を計画しています。新しい駅前広場は、歩行者と車の空間を分離することで、誰もが安全に利用できる「人中心」の空間の実現をめざします。また、地域のシンボルである「むすびのけやき」は、地域の意見を踏まえ、木を残したまま、周囲に憩いの空間を整備します。区の玄関口にふさわしい個性と魅力ある駅前空間の整備により、様々な活動や交流があふれる駅前となるよう取り組んでいきます。
10	家賃・住宅価格が高騰し、独身・子育て世帯・高齢者で困っている人が増加している。都営住宅に申し込んでも当選しにくいという声や、申し込み基準所得が低いため申し込むことが出来ないという声もある。 区内で住宅確保が難しいとなれば、埼玉県や千葉県に人々が流出していく。住まいは生活の基本であり、区営住宅を作るのが難しければ、家賃助成制度を作って住み続けられる板橋区にしたい。	2章 施策9-5 「多様で良質な住まい・住環境の確保」	区営住宅については、「板橋区営住宅再編整備基本方針」に基づき、方針策定時の供給戸数（752戸）を維持する方針で整備を進めています。また、行財政改革の公益性の観点から、現金給付型の支給は実施しない考えを維持しているため、家賃助成制度の導入は難しいと考えています。 区は、民間賃貸住宅なども活用した多様な賃貸住宅への入居が円滑に進むよう、住宅の確保に配慮が必要な方々の居住支援において、一人ひとりの状況に寄り添った相談業務を充実させるとともに、入居前の住宅確保から見守り、退去時の支援まで、伴走型の支援を展開してまいります。
11	区は「男女平等参画基本条例」を策定し、アクティブプランで目標に向かって取り組んでいるが、基本計画の中にこの内容が反映されていない。女性差別撤廃条約の批准国だが、日本の順位は低く、区として計画の上位の位置づけをべき目標である。要素として入っているかもしれないがぼんやりしたものでなく、言葉としてきちんと基本計画の中に「男女平等参画社会の実現」の言葉を加え周知を徹底し、取り組んで行くことを強く要請する。	第3章 計画を推進する区政経営(2) 共創による地域課題の解決と多様性を尊重した包摂的な社会づくり	「男女平等参画社会の実現」については、「第3章 計画を推進する区政経営」の①取組の方向性の(2)において位置づけています。区としては、現在策定を進めている次期アクティブプランに基いて、全庁を挙げて推進するとともに、区民の皆様にわかりやすい周知を徹底してまいります。
12	区のポスターやチラシは四角い形のものほとんどなので、発想の幅を広げて、丸い紙を使用した区民向けのデザインイベントを開催することを提案する。 デザイン賞などを設け、様々な区の取組や企業等のデザインに活用することで、区内事業者等との連携が生まれ、企業の売上だけでなく、区の魅力向上につなげていけるものと考えている。	第3章 計画を推進する区政経営(2) いたばしブランドの確立と戦略的・効果的な情報発信	区では、シンボルやロゴを軸に情報発信を展開するC I（コーポレート・アイデンティティ）の手法を導入し、効果的な情報発信を推進しています。 今後も、コスト面や実用性を考慮しつつ、創造的かつ効果的なデザイン展開を推進し、区の魅力向上に努めてまいります。
13	本計画は、第2章の基本政策1～3で子育てや教育、4～5で健康保険や産業振興、6～9で環境・防災や都市整備、第3・4章で施設整備・新技術導入や財政・組織運営、人材育成について記しており、これにより本計画は技術的、経済・社会、人的資源、行政管理政策の全分野を体系化した、合理的な総合行政計画となっている点が良い。	その他全般	
14	本計画のうち、技術は個別の目的を持ち、比較的独立しているが、政策は社会の利益という共通の目的を持ち、社会課題や政策効果は相互作用が大きいので、政策では連携が大切である。 基本構想では、地域繁栄の実現手段である行政管理政策を除いた、人的資源／経済・社会／技術的政策の目的を示す「ひと・まち・みらい」の基本理念を掲げている。しかし、本計画の9つの基本政策は、理念ごとに分かれることなく、理念がつくる1つの将来像をめざすとされている。 これにより各政策は、分類を越えた連携もしやすくなっており、区の将来像を中心に、各政策の連携も重視した点が良いと考える。	その他全般	基本計画2035の基本政策は、基本構想で掲げた将来像につながる「9つのめざす姿」の各視点に対応しており、「9つのめざす姿」を実現するため、それぞれの基本政策を推進していきます。 また、各政策の連携が重要となるため、「分野を超えた連携」について、第3章「計画を推進する区政経営」の①取組の方向性の(1)において位置づけたところです。先行きが不透明な時代においては、変化に即応できる柔軟な組織体制も求められることから、分野を超えた横断的な連携の強化に取り組み、持続可能な区政運営の実現をめざしていきます。
15	本計画では、政策が分類ごとに列挙されているが、例外として次世代育成／教育の次に福祉・介護、スポーツ・文化／産業の手前に健康を置いており、これは社会政策を支える人材確保・健康向上の必要や、保健政策を助ける医療機関に恵まれた区の特長から、教育政策と社会政策、保健政策と経済（文化）政策を並べて、結んだものと考えられる。 こうした時代の流れや地域の特性に応じた配慮により、本計画の体系は実務的な機能性・適応性も確保している点が良いと考える。	その他全般	
16	希望する点は、合理的な基本構想と芸術的な区の紋章を結びつけたPRについて。 調べて見ると、実は板橋区は数十年以上前から、「ひと・まち・みらい」とその実現方針と同様の合理的な体系で、個人・地域・環境・行政に関わる政策を推進している。区長の言葉では環境づくり・まちづくり・ひとづくり・組織づくりといった言い換えもされており、23区の中でも一番合理的・機能的で、分かりやすい政策体系といえる。 一方、区の紋章もまた、23区内でも特に洗練された、スタイリッシュなデザインである。そして驚くべきことに、中央の円内各部をひと・まち・みらい、上・右・下・左の凸部を経済・社会・技術的・行政管理・人的資源政策に見立てて、背景色を塗り分けると、区の優れた政策体系を、美しい紋章で視覚化できる。 このように奇跡的とも言える、政策と紋章の組合せによるPRができる自治体は、板橋区他にない。さらに、「いたばしのひと・まち・みらいを輝かす4つの政策（ひかり）を皆で創ろう！」のような標語を添えれば、より良く美利的・文化的な好印象を内外にアピールできる。この計画が実施される際はぜひ、本計画にある「いたばしブランドの確立と戦略的・効果的な情報発信」の一環として、広報政策への採用をご検討くださるよう希望する。 板橋区がこの計画に掲げた総合政策の全分野において優れた業績をあげ、『東京で一番住みたいまち』いたばしNo.1を実現できるよう、期待する。	その他全般	区の紋章を活用した政策体系の視覚化というご提案は、「板橋への愛着と誇りを育むブランド戦略」を推進する上で重要であると認識しています。区の政策をわかりやすく伝え、区への愛着・誇りを深めていただくための工夫として、検討するとともに、いただいたご意見も参考とさせていただきます。